

援農・就農支援農業技術習得研修「先進農業機械操作実践講習」 実施要領

1 研修の目的

労働力不足が懸念される若い手農家や農業法人において、先進機械の導入等が想定される中、先進農業機械を安全かつ円滑に操作できる技術を習得したうえで、機械の導入を検討していただくため、自作地等における操作実践講習を実施します。

三重県内で就農や農業法人就職を希望、または既に農業に従事されている方で、水田野菜の定植機や乗用管理機、果樹の高所作業機・乗用草刈り機等の先進農業機械の操作技術を習得し、自作地での導入を検討する方を対象に講習を行います。

2 研修の内容等

(1) 研修内容

下記の農業機械のうち、受講者が希望する機械に関する技術習得と操作の実践講習

- ・全自動型野菜移植機
- ・乗用管理機及び作業機
- ・高所作業機
- ・乗用モア
- ・ハンマーナイフモア

(2) 研修場所

受講者の圃場または農業大学校実習用水田等

(3) 研修講師

農業大学校指導職員

3 受講対象者

1 8歳以上の三重県在住の方で、下記のいずれかに該当する方。

- ・農業に従事している方。
- ・農業法人等へ就職している方。
- ・援農を実践している方。
- ・就農に向けた準備を行っている方。

ただし、家庭菜園・趣味的農業の志向者は対象外とします。

なお、希望日程等が重複した場合、過去に援農・就農支援農業技術習得研修を受講された方を優先させていただくことがあります。

4 受講料

1,500円／回（1種類）+運搬料（運搬距離×23円/km）（税抜）

受講料は別途送付する納入通知書により指定期日までに納付して下さい。

5 募集回数

10回まで（一人2回まで）

ただし、講師とのスケジュールが合わない等、調整がつかなかった場合はお断りさせていただくことがあります。

6 受講手続

(1) 申込期間

令和6年8月15日（木）～令和7年1月17日（金）随時受付

(2) 受講申込

別添「受講申込書」（様式1）を農業大学校農業ビジネス人材育成課まで郵送、持参又はFAX、E-mailで提出して下さい。

FAX、E-mailで提出された場合は、必ず確認の電話を入れて下さい。

受講申込書は、農業大学校ホームページからダウンロードしていただくことができます。

受講申込書の郵送を希望される場合には、必要額の切手を同封のうえ、封筒表書きに「援農・就農支援農業技術習得研修受講申込書郵送希望」とご記入のうえ、お申し込み下さい。

(3) 受講決定等の通知

受付後、受講申込書の記載内容を確認のうえ、受講対象者要件に照らし、講師とのスケジュール調整を行ったうえで受講可否を決定します。

受講の許可を決定した方に対して受講許可通知書を送付します。

7 お問い合わせ先

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

三重県農業大学校農業ビジネス人材育成課

TEL 0598-42-1260

FAX 0598-42-5835

E-mail nodai@pref.mie.lg.jp

附則

- 1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この研修は、令和2年度農業労働力確保緊急支援事業農業機械等導入事業で導入した農業機械・設備等を活用して実施するものである。